

第27回 福岡市屋外広告物審議会

【承天寺通り地区】都市景観形成地区指定にかかる
屋外広告物の規格(案)について

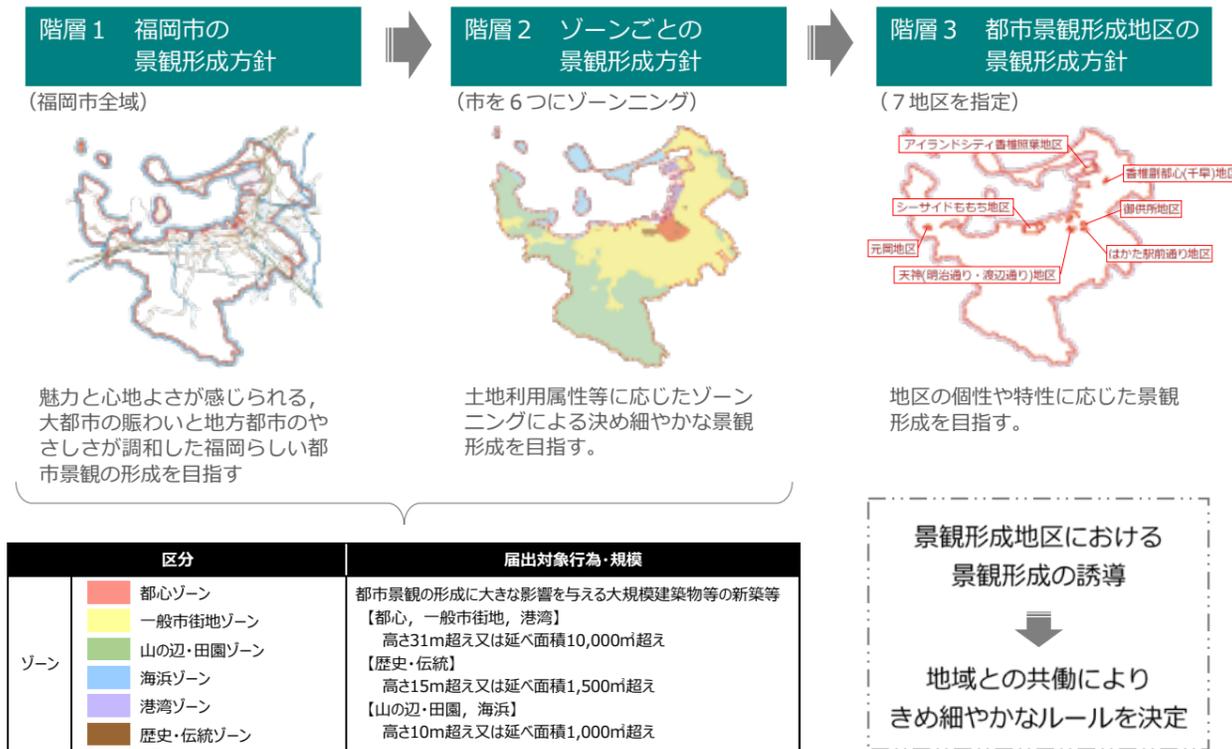
令和2年1月28日

【承天寺通り地区】都市景観形成地区指定にかかる屋外広告物の規格（案）について

1 福岡市の景観形成誘導

(1) 福岡市における景観誘導

福岡市では、平成 24 年に景観法に基づく「福岡市景観計画」を策定し、市全域に関する景観形成方針(階層1)を定めるとともに、土地利用特性に応じた6つのゾーンごとの景観形成方針(階層2)、さらに、地区の個性や特性に応じた景観形成を目指す都市景観形成地区の方針(階層3)を定め、届出により景観誘導を行っている。



(2) 都市景観形成地区

市を代表する地区や個性ある地区など、特に良好な景観を図るべき地区については、地域住民との共働により都市景観形成地区に指定し、地区の特性に応じた景観形成方針及び基準を定め、よりきめ細やかな景観誘導を図っている。

参考：都市景観形成地区一覧

名称	位置	面積	備考
シーサイドももち地区	早良区百道浜一丁目他	約 185.6ha	H8. 4. 25 指定
御供所地区	博多区御供所町他	約 28.0ha	H10. 11. 30 指定
天神(明治通り・渡辺通り)地区	中央区天神一丁目他	約 15.7ha	H12. 3. 2 指定
香椎副都心(千早)地区	東区千早四丁目他	約 17.6ha	H17. 4. 25 指定
アイランドシティ香椎照葉地区	福岡市東区香椎照葉一丁目他	約 94.0ha	H23. 3. 3 指定
元岡地区	福岡市西区元浜一丁目他	約 18.3ha	H23. 3. 3 指定
はかた駅前通り地区	福岡市博多区博多駅前二丁目他	約 7.0ha	H23. 7. 28 指定

2 地区の概要

(1) 地区の概要

承天寺通り地区は、歴史に配慮した景観づくりが行われている御供所地区と、九州の陸の玄関口である JR 博多駅を結ぶ博多駅前 10 号線(承天寺通り)沿道であり、商業・業務・共同住宅等が混在している。

今後、魅力ある景観づくりにより、寺社へと続く通りにふさわしい、歴史を感じられ風格のあるまちなみ形成を図るため、都市景観形成地区の指定を行うもの。

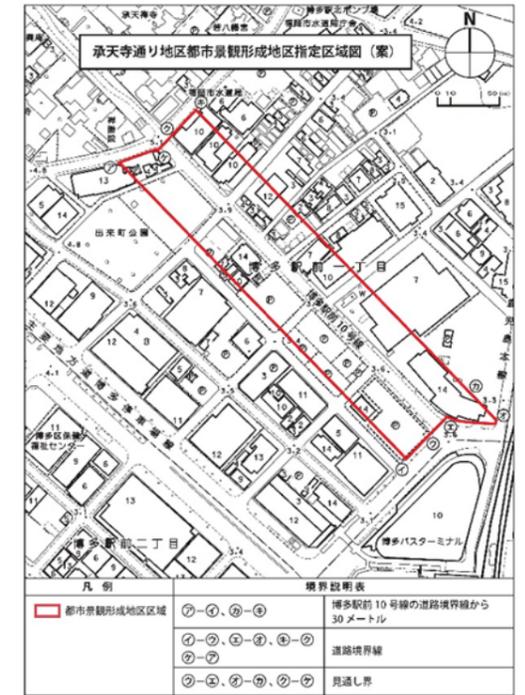
名称	位置	面積
承天寺通り地区 都市景観形成地区	福岡市博多区博多 駅前一丁目の一部	約 2.6ha

(2) これまでの経緯

当該地区については、平成 28 年に福岡市景観計画における「歴史・伝統ゾーン」に位置づけ、歴史資源等を活かしたまちなみ形成を推進している。

平成 30 年 10 月に、沿道の土地・建物所有者が自らまちなみ景観について考え、魅力的なまちなみを形成することを目的とした「承天寺通りまちなみづくり検討会(以下、「検討会」という。)」が設立され、計 5 回の検討会を経て、平成 31 年 3 月まちなみ形成の自主ルールが策定された。

平成 31 年 4 月に、検討会より福岡市へ都市景観形成地区指定の要望書が提出されたことから、都市景観形成地区の指定を行うこととした。



経緯

平成 30 年 10 月	「承天寺通りまちなみづくり検討会」発足
平成 30 年 10 月～平成 31 年 3 月	検討会の実施、自主ルール策定
平成 31 年 4 月	検討会より要望書提出
令和元年 6 月～7 月	都市景観形成地区指定に関する説明会、意向確認
令和元年 8 月 22 日～9 月 4 日	景観形成方針・基準(案)の縦覧

3 今後のスケジュール（予定）

令和 2 年 1 月	福岡市都市景観審議会、福岡市屋外広告物審議会
令和 2 年 2 月	福岡市都市計画審議会
令和 2 年 3 月	都市景観形成地区の指定 (福岡市景観計画変更の告示、屋外広告物規格基準変更の告示)
令和 2 年 4 月	建築物等の新築等に係る行為の届出開始 屋外広告物の許可申請開始

【承天寺通り地区】都市景観形成地区指定にかかる屋外広告物の規格（案）について

4 都市景観形成方針・基準（案）

■承天寺通り地区 地区景観形成方針（案）

九州の陸の玄関口である博多駅と博多旧市街をつなぎ、博多部の歴史・伝統・文化などを醸し出すまちなみの形成を目的として、当該地区の景観形成方針を次の通り定める。

- ・寺社へと続く通りにふさわしい、歴史と風格を感じられる通りの形成を図る。
- ・落ち着いた心地よいまちで、滞在したくなる、賑わいの中にも品格がある通りの形成を図る。
- ・ゆとりがあり歩きやすく、夜間でも人の目が行き届いた安全安心な通りの形成を図る。

■承天寺通り地区 地区景観形成基準（案）

①建築物等

		行為の制限
建築物	壁面の位置の制限	1. ゆとりと賑わい空間創出のため、承天寺通りとの敷地境界線から、建物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離を1.5m後退させる。ただし、200m以下の敷地についてはこの限りでない。
	用途	1. 承天寺通りに面した1階及び2階部分は可能な限り店舗、サービス施設等の用途とする。
	形態・意匠	1. 形態・意匠は、歴史・風格を感じられる落ち着いたものとする。 2. 承天寺通りに面した1階及び2階部分は、建物出入口・窓の設置やガラス素材の使用などにより、可能な限り通りに対して開放的なデザインとする。 3. 分節化やバルコニー形状の工夫、壁面後退等により寺社等に配慮した圧迫感のないまちなみ形成に配慮する。 4. 低層部は、歴史・風格を感じられる格子や庇などの意匠を取り入れる。
	色彩	1. 落ち着いた色彩を基調とし、寺社等との調和及び風格あるまちなみ形成に配慮する。 2. 高層部は、低層部よりも高い明度とし、空に馴染む圧迫感のない色彩を基調とする。
	外壁の材料	1. 低層部は、石張り等の自然素材や自然素材を模した仕上げを採用するなど、歴史・風格を感じられるよう材質や仕上げに配慮する。
付属施設	駐輪場・バイク置場	1. 承天寺通りから直接見えにくい位置に設置する。 2. 承天寺通りから見える位置に設置する場合は、格子や緑化等により自転車やバイクが直接見えにくいよう配慮する。
	ごみ置場	1. ごみ袋が外部から直接見えにくいよう位置や囲いの形態等に配慮する。 2. 格子や緑化等による修景に努める。
付属設備	設備機器等	1. 承天寺通りから直接見えにくい位置に設置する。 2. 承天寺通りから見える位置に設置する場合は、格子や緑化等による修景や目立たない色彩とするなど設備機器等が直接見えにくいよう配慮する。
	屋外照明	1. 寺社等との調和に配慮する。 2. 建物出入口、外壁面、外構など、屋外照明の設置に努める。 3. 機器の配置やデザイン、点灯方法等に配慮した照明計画とし、夜間景観を演出する。 4. ネオン管が露出する照明は設置してはならない。 5. 落ち着いた暖色系の照明の使用に努める。
	その他の付属設備	1. 反射板を使用した回転灯は設置してはならない。ただし、駐車場出入口についてはこの限りでない。

②屋外空間

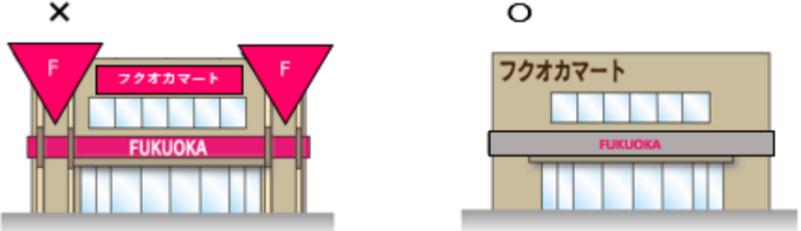
		行為の制限
外構の調和		1. まちなみの連続性の確保と修景に努める。 2. 歴史・風格を感じられるまちなみに調和した材質や仕上げ、色彩等とする。
緑化		1. 承天寺通りに面する部分は、セットバック空間を活用し花木を植えるなど、季節感の演出に努める。
駐車場		1. 歩行者の安全確保のため、車両出入口は承天寺通り沿いに設けないものとする。ただし、土地利用上やむを得ない場合はこの限りでない。
その他		1. 承天寺通りから見える場所に自動販売機を設置する場合は、落ち着いた色彩とする。 2. 暖簾やバナーなど、季節やイベントに応じて賑わいや親しみを感じる演出に努める。

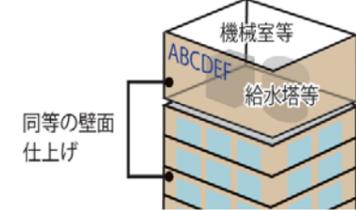
③屋外広告物

		行為の制限
共通事項		1. 地区全体で調和を図り、歴史・風格を感じられる落ち着いた意匠・形態・材料・色彩・照明等とする。 2. 博多千年門の眺望及び承天寺通り北側や境内等、周辺からの見え方に配慮する。 3. 掲出は必要最小限とし、集約化や設置位置に配慮する。 4. 自家用広告物に限る。 5. 承天寺通りの上空に係る広告物は設置してはならない。 6. ネオン管の露出する広告物は設置してはならない。 7. 発光可変表示式広告物(電飾看板、LEDビジョン等)を設置する場合は、低層部(10メートル以下の部分)に限る。面積の合計は1.0平方メートル以内とする。 8. 高彩度色や蛍光色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することは避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。
屋上設置広告物		1. 設置してはならない。ただし、掲出する広告物の内容が社名や建物名称であって、当該広告物を設置する工作物が屋上設備等の隠ぺいを目的とし、建物の外壁面と連続し、かつ、同等の仕上げであるものについては、この限りでない。
壁面利用広告物		1. 壁面利用広告物の表示面積の合計は、壁面1面につき壁面面積の10分の1以下とする。 2. 承天寺通りに面した高層部(10メートルを超える部分)については、社名や建物名称に限る。
地上設置広告物		1. 地上から広告物の上端までの高さは10メートル以下とする。
突出広告物		1. 承天寺通りに面した壁面の高層部(10メートルを超える部分)には設置してはならない。

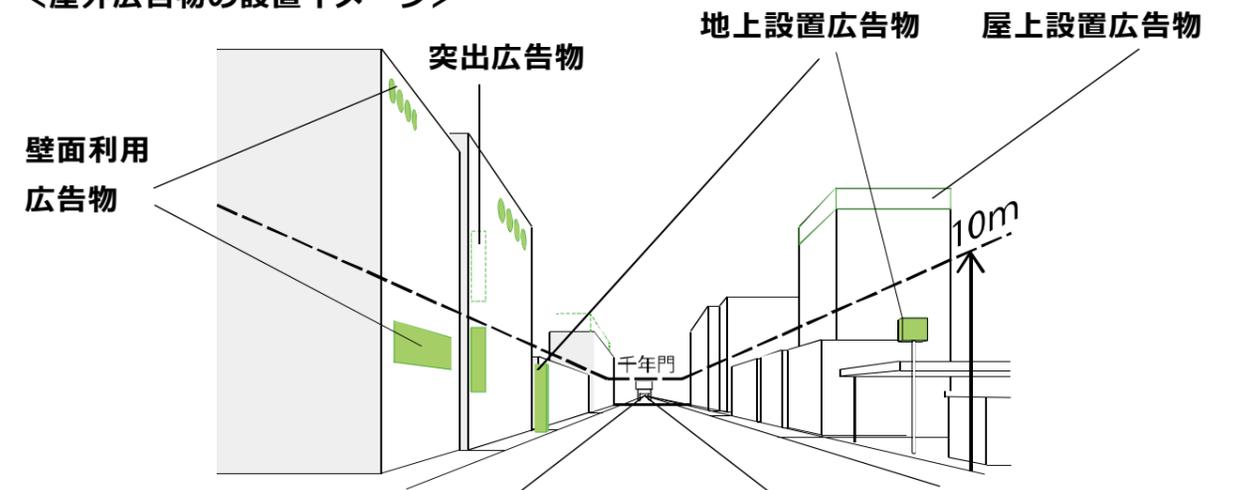
【承天寺通り地区】都市景観形成地区指定にかかる屋外広告物の規格（案）について

5 屋外広告物の規格（案）

行為の制限	
共通事項	<p>1 地区全体で調和を図り、歴史・風格を感じられる落ち着いた意匠・形態・材料・色彩・照明等とする。</p> <p>1. 屋外広告物のイメージ</p>  <p>2 博多千年門の眺望及び承天寺通り北側や境内等、周辺からの見え方を配慮する。</p> <p>3 掲出は必要最小限とし、集約化や設置位置に配慮する。</p> <p>4 自家用広告物に限る。</p> <p>5 承天寺通りの上空に係る広告物は設置してはならない。</p> <p>5. 道路上空のイメージ</p>  <p>6 ネオン管の露出する広告物は設置してはならない。</p> <p>7 発光可変表示式広告物(電飾看板、LEDビジョン等)を設置する場合は、低層部(10メートル以下の部分)に限る。面積の合計は1.0平方メートル以内とする。</p> <p>8 高彩度色や蛍光色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することは避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。</p>

行為の制限	
屋上設置広告物	<p>1 設置してはならない。ただし、掲出する広告物の内容が社名や建物名称であって、当該広告物を設置する工作物が屋上設備等の隠ぺいを目的とし、建物の外壁面と連続し、かつ、同等の仕上げであるものについては、この限りでない。</p> <p>屋上設置広告物を設置する場合のイメージ (O)</p> 
壁面利用広告物	<p>1 壁面利用広告物の表示面積の合計は、壁面1面につき壁面面積の10分の1以下とする。</p> <p>2 承天寺通りに面した高層部(10メートルを超える部分)については、社名や建物名称に限る。</p>
地上設置広告物	<p>1 地上から広告物の上端までの高さは10メートル以下とする。</p>
突出広告物	<p>1 承天寺通りに面した壁面の高層部(10メートルを超える部分)には設置してはならない。</p>

＜屋外広告物の設置イメージ＞



【承天寺通り地区】都市景観形成地区指定にかかる屋外広告物の規格（案）について

参考：イメージパース



承天寺通り まちなみルール

1 安全安心な通り

ゆとりがあり歩きやすく、夜間でも人の目が行き届いた安心感のある通り

1-1	<p>通りに開いた窓や出入口の設置【建物】</p> <ul style="list-style-type: none"> 承天寺通りに面した低層部は、建物出入口・窓の設置やガラス素材の使用などにより、通りに対して開放的なデザインとする。ただし、土地利用上やむを得ない場合はこの限りではない。 	
1-2	<p>落ち着きと暖かみのある照明の設置【屋外照明】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建物出入口、外壁面、外構に照明を設置したり、ライトアップ等の演出照明を設置するなど、屋外照明の設置に努める。 光源が点滅・移動するもの、ネオン管が露出する照明等は使用せず、歴史ある寺社と調和するよう、温かみのある色温度に努め、照らし方、機器デザイン等に配慮した照明計画とする。 	
1-3	<p>駐車場出入口の位置の配慮【屋外空間（駐車場）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 歩行者の安全確保のため、駐車場等の車両出入口は承天寺通り沿いに設けず、その他の道路からとする。ただし、土地利用上やむを得ない場合は、この限りではない。 	

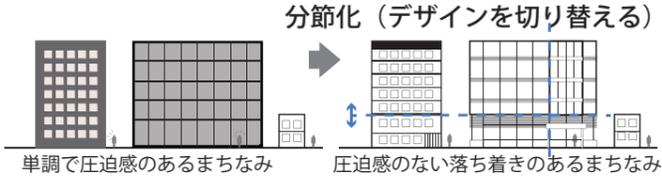
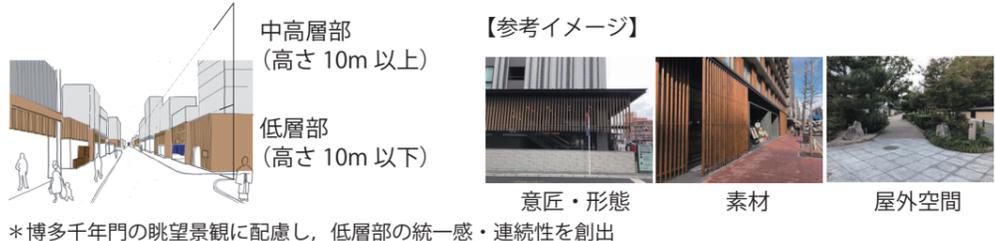
2 賑わいの中にも品格がある通り

落ち着いた心地よいまちで、滞在したくなる、品格のある賑わいが感じられる通り

2-1	<p>低層階における品格のある賑わい創出施設の設置【建物】</p> <ul style="list-style-type: none"> 承天寺通りに面した建物の低層部（1階及び2階）は可能な限り店舗、サービス施設等の用途とする。ただし、土地利用上やむを得ない場合はこの限りではない。
2-2	<p>建物外壁の後退【屋外空間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ゆとりと賑わい空間創出のため、承天寺通りの道路境界線から、建物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離を1.5m後退させる。ただし、200㎡以下の敷地についてはこの限りではない。
2-3	<p>通りに潤いを与える緑化や修景【屋外空間】</p> <ul style="list-style-type: none"> 承天寺通りに面する部分は、セットバック空間などを活用して季節感の演出に配慮した緑化を図るとともに、賑わいの演出に配慮した修景に努める。
2-4	<p>デザイン性の優れた品格のある屋外広告物の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 別紙 1-1「屋外広告物の基準」のとおりとする。
2-5	<p>賑わいの中にも品格を感じる演出</p> <ul style="list-style-type: none"> 暖簾やバナーなど、季節やイベントなどに応じて賑わいや親しみを感じる演出に努める。

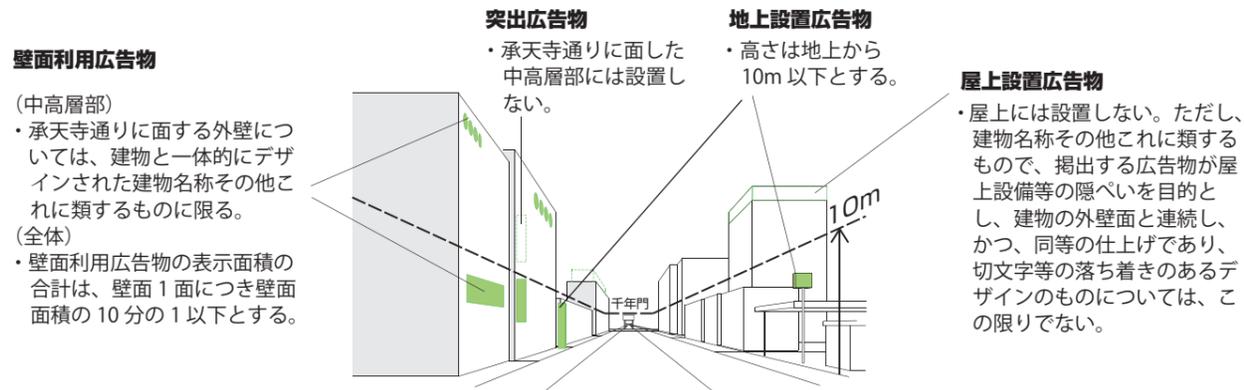
3 歴史・風格を感じる通り

歴史ある寺社へと続く通りにふさわしい、風格を感じる通り

3-1	<p>建物の分節【建物（形態・意匠）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物の形態・意匠は、歴史・風格を感じる落ち着きのあるものとし、分節化やバルコニー形状の工夫、壁面後退等により寺社等に配慮した圧迫感のないまちなみ形成に配慮する。 	
3-2	<p>歴史と風格を感じさせる低層部の意匠【建物（低層部の形態・意匠）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 歴史ある寺社エリアへと続く統一感・連続性のあるまちなみづくりに向け、建物の低層部は、格子や庇などの歴史を感じさせる意匠を取り入れる。また、外壁等については、石張り等の自然素材や自然素材を模した仕上げを採用するなど、歴史・風格が感じられるよう材質や仕上げに配慮する。 <p>【屋外空間】</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外空間は建物低層部と調和し、歴史・風格のあるまちなみに調和した材質や仕上げ、色彩等とする。また、まちなみの連続性の確保と修景に努める。 <p>※屋外空間：舗装（セットバック空間、駐車場及びその出入口等）、植栽、照明器具、塀・柵等、駐車場・駐車施設等</p>	 <p>*博多千年門の眺望景観に配慮し、低層部の統一感・連続性を創出</p>
3-3	<p>歴史と風格を感じさせる建物の色彩【建物】</p> <ul style="list-style-type: none"> 別紙 1-2「色彩基準」のとおりとする。 	
3-4	<p>建物付帯設備や自動販売機の修景【屋外空間】</p> <ul style="list-style-type: none"> 承天寺通りから見える場所に自動販売機を設置する場合は、歴史あるまちなみに調和した色彩とする。 ゴミ置き場や駐輪場、設備機器等の屋外施設を設ける場合は、可能な限り承天寺通りから見えない場所に設置するか、承天寺通りからの見え方に配慮して格子や緑化による修景を行ったり、目立たない色彩とする。 	

別紙 1-1 「屋外広告物の基準」

項目	対象	中高層部	低層部
共通基準	区域全体	(基本的な考え方、種類、掲出の工夫、地域の個性・魅力向上について) 1. 品格あるまちなみに寄与する、デザイン性の優れた広告物とする。 2. 通りとして一体的な空間づくりのため、建物及び屋外空間との調和を図り、風格や歴史伝統に調和した意匠・形態・材料・色彩等とする。 3. 広告物の乱立を避けるため、貸看板は設置せず、自家用広告物のみとする。 4. 品格を保つため掲出は必要最小限とし、大きさ・設置位置に配慮する。また、集約化や統一感のある配置等の工夫を行う。 5. 魅力あるエリアづくりに向け、千年門の眺望に配慮したものとす。また、承天寺通りの道路上空にはみ出さない。承天寺通り北側や境内からの見え方に配慮する。	
照明等	全区域	・点滅又はネオン管の露出、回転等をしないものとし、照明は寺社等と調和したものとす。 ・電光掲示板、電飾看板、LED ビジョン、デジタルサイネージ等（発光可変表示式広告物）は、低層部に設置し、周辺との調和に配慮する。面積の合計は 1.0 m ² 以内とする。	
屋上設置広告物	区域全体	・屋上には設置しない。ただし、建物名称その他これに類するもので、掲出する広告物が屋上設備等の隠べいを目的とし、建物の外壁面と連続し、かつ、同等の仕上げであり、切文字等の落ち着きのあるデザインのものについては、この限りでない。	—
地上設置広告物	全区域	・高さは地上から 10m 以下とする。	
突出広告物	し通りに敷に地面	・承天寺通りに面した中高層部には設置しない。	—
壁面利用広告物	し通りに外に壁面	・承天寺通りに面した外壁（ガラス面含む）については、建物と一体的にデザインされた建物名称その他これに類するものに限る。	—
	全区域	・壁面利用広告物の表示面積の合計は、壁面 1 面につき壁面面積の 10 分の 1 以下とする。	
表示	全区域	・切り文字を採用するなど落ち着きのある質の高い広告物とし、背景のデザイン・色・質感等の工夫を行う。 ・雑然とした印象となる原色や派手な色（高彩度色）の利用は控え、使用する場合は広面積ではなくアクセントとして効果的に使用する。	



■実際の建築物でのシミュレーション

壁面利用広告物の表示面積の合計を壁面 1 面につき壁面面積の 10 分の 1 以下とした場合。



別紙 1-2 「色彩基準」

- ・歴史・伝統ゾーンの色相基準に適合するものとし、寺社エリアとの調和及び風格あるまちなみ形成に配慮する。
- ・中高層部の色彩は、空に馴染む圧迫感のない色彩を基調とする。
- ・低層部の色彩は、伝統的意匠や自然素材に近い落ち着いた色彩（表 1）を基調とする。

表 1

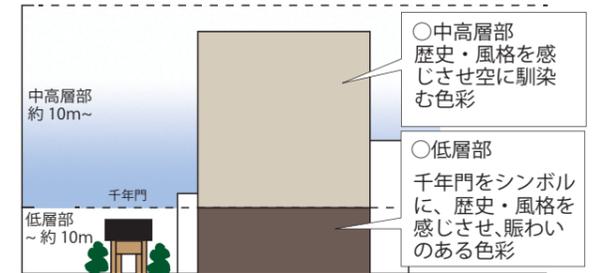
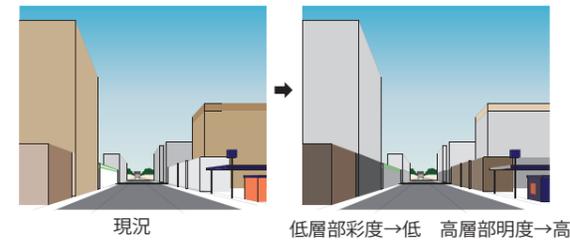
色相	明度	彩度
10R から 2.5Y まで	3 以上 6.5 以下	2 以下
無彩色		—

○色彩の考え方

■基本的な考え方

承天寺通りは、博多駅から承天寺に続く通りで、博多駅周辺の賑わいと、承天寺や御供所地区周辺の歴史的環境をつなぐ中間にあります。そのため、建物色彩においても、基本となる「歴史・伝統ゾーン」の色相基準のうち、歴史・風格を中心とした厳格な御供所地区に対し、賑わいも含めたより広い範囲で組み合わせることとします。

■色彩シミュレーション



- 中高層部は明度の高い色彩、低層部の色彩より明度の高い色彩とします。
- 低層部は彩度は下げつつ、色相をより木色（こげ茶）に近づけることで千年門への視線誘導がより明確となります。



○色彩範囲

歴史・伝統ゾーン+色彩ガイドライン



○低層部の基調となる色彩の範囲について

→ 統一感・連続性を印象づけるため、伝統的意匠や自然素材に近い 落ち着いた色彩 をベースとすることとします。

伝統的意匠や自然素材に近い落ち着いた色彩

※福岡市色彩ガイドラインより

表 1

色相	明度	彩度
10R から 2.5Y まで	3 以上 6.5 以下	2 以下
無彩色		—

表 1 は、左の図では赤枠部分  が該当します。

○中高層部について

基調の色彩範囲は設定しませんが、左の色彩範囲の中でも、寺社エリアとの調和及び風格あるまちなみ形成に配慮するとともに、空に馴染む圧迫感のない、明度の高い色彩を選ぶこととします。また、低層部の統一感・連続性に配慮し、低層部の色彩より高い明度のものを選定しましょう。



現行規格との違い

都心部・空港周辺地域

交通拠点都市にふさわしい都市機能の集積・創出を図る地域

特性

交通結末機能を背景に、商業、業務が集積するなど福岡を代表する景観拠点にふさわしいまちなみ形成や来街者をもてなす景観形成を図る地域

対象地域

福岡市基本計画に位置付けられている都心部の範囲並びに福岡空港周辺



壁面利用広告物

壁面 1 面あたりの合計面積：壁面面積の 1/3 以下

壁面設置広告物

壁面 1 面あたりの合計面積：

- <壁面面積 1,000 m²未満の場合>壁面面積の 1/3 以下かつ 50 m²以内
- <壁面面積 1,000 m²以上の場合>壁面面積の 1/20 以下

※分類について
壁面利用広告物には次のような種類があります

壁面利用広告物

壁面設置広告物(広告板)



広告幕

直接塗り付けるもの
シート状のもの など



屋上設置広告物

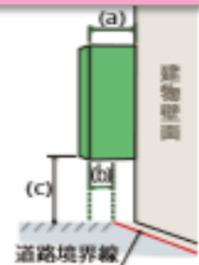
高さ：建物高さの 2/3 以下、かつ
地上から 51m 以下

全ての広告物(共通)

○まちなみの賑わいや快適な歩行者空間の形成に配慮し、可能な限り低層部(地上高さ 10m 以下、かつ 3 階以下の部分)に設置する。

突出広告物

出幅：(a)建物壁面より 1.5m 以内 かつ
(b)道路境界線より 0.8m 以内(歩道上は 1m 以内)
地上から下端までの高さ(c)：
(道路上)4.5m 以上(歩道上は 2.5m 以上)
(敷地内)2.5m 以上(広告物の下部を通行可能な場合)
面積(1 個当り)：20 m² 以内



地上設置広告物

地上からの高さ：30m 以下
地上から下端までの高さ：
2.5m 以上(広告物の下部を通行可能な場合)
面積(1 個当り)：50 m² 以内
(高さが 10m 以下の場合)

発光可変表示式広告物

面積、高さなど：広告物種別による。
輝度：周辺環境に配慮したものとする。
点滅速度：穏やかにする。
交差点部における規格：P10 のとおり

電柱類を利用するもの /立看板/はり紙/はり札の類

「各地区に共通した規格基準」
のとおり

都市景観形成地区(承天寺通り地区)

共通事項

- 地区全体で調和をはかり、歴史・風格を感じられる落ち着いた意匠・形態・材料・色彩・照明等とする。
- 博多千年門の眺望及び承天寺通り北側や境内等、周辺からの見え方に配慮する。
- 掲出は必要最低限とし、集約化や設置位置に配慮する。
- 自家用広告物に限る。
- 承天寺通りの上空に係る広告物は設置してはならない。
- 高彩度色や蛍光色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することは避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。

壁面利用広告物

壁面 1 面あたりの合計面積：壁面面積の 1/10 以下
承天寺通りに面した高層部(10m を超える部分)については、社名や建物名称に限る。

壁面設置広告物

壁面 1 面あたりの合計面積：

- <壁面面積 1,000 m²未満の場合>壁面面積の 1/3 以下かつ 50 m²以内
- <壁面面積 1,000 m²以上の場合>壁面面積の 1/20 以下

屋上設置広告物

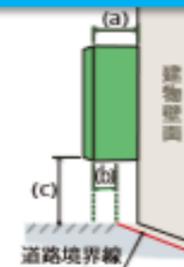
設置してはならない。
ただし掲出する広告物の内容が社名や建物名称であって、当該広告物を設置する工作物が屋上設備等の隠ぺいを目的とし、建物の外壁面と連続し、かつ、同等の仕上げであるものはこの限りではない。

全ての広告物(共通)

○まちなみの賑わいや快適な歩行者空間の形成に配慮し、可能な限り低層部(地上高さ 10m 以下、かつ 3 階以下の部分)に設置する。

突出広告物

出幅：(a)建物壁面より 1.5m 以内 かつ
(b)道路境界線より 0.8m 以内(歩道上は 1m 以内)
地上から下端までの高さ(c)：
(道路上)4.5m 以上(歩道上は 2.5m 以上)
(敷地内)2.5m 以上(広告物の下部を通行可能な場合)
面積(1 個当り)：20 m² 以内
承天寺通りに面した壁面の高層部(10m を超える部分)には設置してはならない。



地上設置広告物

地上からの高さ：10m 以下
地上から下端までの高さ：
2.5m 以上(広告物の下部を通行可能な場合)
面積(1 個当り)：50 m² 以内
(高さが 10m 以下の場合)

発光可変表示式広告物

面積、高さなど：広告物種別による。
輝度：周辺環境に配慮したものとする。
点滅速度：穏やかにする。
交差点部における規格：P10 のとおり
ネオン管の露出する広告物は設置してはならない。
発光可変表示式を設置する場合は、低層部(10m 以下の部分)に限る。面積の合計は 1 m² 以内とする。

電柱類を利用するもの /立看板/はり紙/はり札の類

「各地区に共通した規格基準」
のとおり